

# 令和2年分 決算事前サポート

該当する方は  
必ず事前サポートを受講して下さい

事前サポートの受講がない場合、決算サポート時に対応できない場合があります。

- ・建物を新築・購入した
- ・仕事用(自家用兼用)の車を購入(買い換え)した
- ・青色申告は初めて、令和2年に開業した
- ・青色申告特別控除  
**65万円または55万円を受けたい**

など 詳しくは9月配布の「決算事前サポート」チラシをご覧ください

※平日午前9時～午後5時まで(正午～午後1時まで昼休み) 1人当たり50分程度。

※事前にお電話で予約してください。〈完全予約制〉

※事前サポート時に、別途特別会費が必要な場合があります。

別途特別会費→建物購入・新築、住宅借入金等特別控除(適用開始年)、平均課税のサポート10,000円

※ご来局の際はマスク着用で、最少人数(1会員1名)でご来局ください。

※令和2年分も決算サポート員の人員不足や、また、新型コロナウイルス感染症対策によるサポート態勢の変更等も予想されますので、ぜひ11月までに事前サポートの受講をお願いいたします。

## お 知 ら せ

### ①土地、建物等の売却サポートは実施しておりません

税務署へご相談ください。税理士の紹介をご希望される方は、令和2年11月までに(一財)めぐろ青色申告会事務局へご連絡下さい。

### ②事前サポートおよび令和2年分の決算サポートについて

新型コロナウイルス感染症対策で密を避けるため、最少人数(1会員1名)でご来局いただき、受講が1回で終了するよう、ご協力、よろしくお願ひいたします。来局時は、記帳・決算の内容を把握している方が、ご来局下さい。

(一財)めぐろ青色申告会事務局 03(3713)1141



以下に該当する場合は、決算サポート時に時間を要します。

スムーズな手続きのため

## 事前サポート (R2.9月～11月) の受講をお願いします。

内 容	持ち物（必ずお持ちください）
<b>令和2年中に新規開業した初めて青色申告する</b>	帳簿、伝票、領収書、その他売上、経費等がわかるもの（新規開業の方は、開業前に支出した経費の領収書やメモも）
<b>事業、不動産の相続があった</b>	相続があった場合の持ち物は事務局までお尋ねください
<b>65万円または55万円青色申告特別控除の適用者</b> ①貸借対照表が合わない方、ご自身で貸借対照表を合わせることができない方 ②令和2年分から初めて適用する方 * 状況によっては適用できない場合もあります * このページ下の「重要」をご覧ください	<b>手 書 き</b> 振替伝票、総勘定元帳、各月の合計残高試算表 <b>パソコン使用（ビズソフト以外）</b> 仕訳帳、総勘定元帳、各月の合計残高試算表 (プリントアウトしたもの) ※決算サポート時は、パソコンの持ち込みはできません
<b>●①建物を購入した</b> <b>②30万円以上の買い物をした</b> <b>③車の買い物換えをした</b>	1. 領収書、買ったものの内容がわかる書類 2. 売買契約書、ローン返済表（月々の元金と利息のわかる書類）
<b>●①建物を新築した</b> <b>②建物を大修理した</b> <b>●③住宅を新築したので住宅借入金等特別控除を適用する</b>	工事請負契約書の内訳、見積書、領収書、図面、登記簿謄本、ローン返済表 ※③が適用になる場合は後日、借入金の年末残高証明書等を用意していただきます
<b>令和2年分消費税課税事業者</b> 消費税課税事業者の方は、請求書や領収証は税率ごとに区分記載する必要があります	令和2年分帳簿 ※記帳方法がわからない方は、 <u>必ず事前サポートを受講してください</u>
<b>令和元年の課税売上が1000万円超の方</b> 令和2年12月までに消費税について一定の届け出を税務署に提出することで、令和3年の消費税納税額に増減が発生する場合があります。届出書の選択について試算を実施中です。事前にご予約ください。	・決算書・申告書（各 平成30年分、令和元年分） ・令和2年分帳簿

●上記の建物購入、新築、住宅借入金等特別控除等については別途特別会費が必要です

### ビズソフト『ツカエル青色申告』ご利用の方へ

事務局より直接お電話にて入力状況等をご確認いたします

\*65万円または55万円控除は日々の記帳が必要です。記帳状況によっては適用できない場合もあります。  
\*このページ下の「重要」をご覧ください。 \*決算サポート時は、パソコンの持ち込みはできません。

**重要:**令和2年分の所得税確定申告から、下記の通り改正となります（主な変更点）。

- ①青色申告特別控除額が変わります。（現行65万円⇒改正後55万円）
- ②基礎控除額が変わります。（現行38万円⇒改正後48万円）
- ③現行の65万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。